

答申第 号  
令和 6 年 月 日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 人見 剛

住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加に関する  
意見について（答申）

住民基本台帳法第30条の40第2項及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条第2項による準備行為の規定に基づき、令和6年5月8日付け市町第38号で諮問のありました標記のことについては、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。